



埼玉県報

号外第 8 号
平成 28 年(2016 年)
3 月 30 日
水曜日

目次

規則

- 埼玉県産業技術総合センター管理規則の一部を改正する規則（産業支援課）
- 埼玉県財務規則の一部を改正する規則（出納総務課）

訓令

- 埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令（出納総務課）

規則

埼玉県産業技術総合センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十八号

埼玉県産業技術総合センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県産業技術総合センター管理規則（平成十五年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二の表に次のように加える。

全焦点三次元形状測定機	一、六二〇円
電磁式・渦電流式膜厚計	一三〇円
振動試験機	二、二三〇円
蛍光X線微小部分分析計	二六〇円
備考	
振動試験機の利用について附属の恒温恒湿槽を併せて利用する場合は、一時間当たり八四〇円を加算する。	

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十九号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「スポーツ局長」の下に「、地域包括ケア局長」を加える。

第三条の二第一項中「、スポーツ企画幹」及び「、先端産業幹」を削る。

第四十条第五項第一号中「千円に達しない」を「三万円以下の」に、「三十日間」を「五日間」に改める。

第四十二条第一項を次のように改める。

次に掲げる徴収又は収納の事務の委託に係る伺いは、会計管理者に合議しなければならぬ。

一 政令第五百五十八条第一項の規定による歳入の徴収又は収納の事務

二 政令第五百五十八条の二第一項の規定による地方税の収納の事務

三 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の十六の規定による放

置違反金の収納の事務

第四十二条第二項中「徴収又は収納の」を「前項各号に規定する」に改め、同条第三項中「徴収又は収納の」を「第一項各号に規定する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が必要と認めるときは、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める規定に従い知事が定める方法により当該収納した現金又は証券を払い込むことができる。

一 第一項第一号に規定する歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者 政令

第五百五十八条第三項

二 第一項第二号に規定する地方税の収納の事務の委託を受けた者 政令第五百

十八条の二第六項において準用する政令第五百五十八条第三項

三 第一項第三号に規定する放置違反金の収納の事務の委託を受けた者 道路交

通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第十七条の八第二項

第七十九条中「契約を」を「契約（単価契約を除く。）を」に改め、第十一号を第十五号とし、第十号の次に次の四号を加える。

十一 権利義務の譲渡等の禁止

十二 天災その他やむを得ない理由による履行の延長

十三 契約の解除等

十四 契約の履行の届出（第八十五条ただし書の場合を除く。）

第四百条の三の見出しを「（単価契約に係る契約書の作成）」に改め、同条第四号中「方法、」の下に「期限又は」を加え、同条中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 契約保証金

第四百条の三第七号中「場合の損害の賠償」を「場合における損害の賠償、違約金の納付」に改め、同条中第八号を第十三号とし、第七号の次に次の五号を加える。

八 危険負担の特約及び保証期間を必要とするときは、その内容

九 権利義務の譲渡等の禁止

十 天災その他やむを得ない理由による履行の延長

十一 契約の解除等

十二 契約の履行の届出（第八十五条ただし書の場合を除く。）

第四百条の五第二項中「記載し、」の下に「第七十九条各号に掲げる事項を記載した」を加える。

第二百九条第一項の表県民生活部広聴広報課、オリンピック・パラリンピック課、男女共同参画課及び消費生活課の項中「オリンピック・パラリンピック課」を「青少年課」に改め、同表教育局魅力ある高校づくり課の項を削り、同表教育局財務課、福利課、県立学校人事課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、家庭地域連携課及び人権教育課の項中「教育局財務課、福利課」を「教育局福利課」に、「生徒指導課、保健体育課」を「高校教育指導課」に改め、同表南部教育事務所、北部教育事務所及び東部教育事務所の項の次に次のように加える。

総合教育センター	教育主幹	同
----------	------	---

第二百九条第一項の表県立熊谷図書館の項を削り、同表県立久喜図書館の項中「同」を「所長があらかじめ指定する職員」に改め、同条第二項の表埼玉県行政組織規則第三条から第五条までに規定する課及びセンター（産業労働部就業支援課並びに農林部畜産安全課及び生産振興課を除く。）の項及び同表農林部畜産安全課及び生産振興課の項中「及び生産振興課」を、「生産振興課及び森づくり課」に改め、同表所轄所（防災航空センター、東部環境管理事務所、環境整備センター、高等看護学院、花と緑の振興センター、八潮新都市建設事務所、営繕工事事務所、総合教育センター）江南支所、県立嵐山史跡の博物館、県立の学校（大宮北特別支援学校、川越

特別支援学校及び草加かがやき特別支援学校を除く。）及び警察学校並びに次の項から警察署の項までのものを除く。）の項及び同表大宮北特別支援学校、川越特別支援学校及び草加かがやき特別支援学校の項中「大宮北特別支援学校、川越特別支援学校」を「川越特別支援学校、岩槻特別支援学校、大宮北特別支援学校」に改める。

第二百十条第四項を削る。

第二百十三条中「第二百十条（第四項を除く。）及び前二条」を「前三条」に改める。

第二百十六条第二項中「又は収納の事務の委託を受けた者」の下に「、道路交通法第五十一条の十六の規定により放置違反金の収納の事務の委託を受けた者」を加える。

様式第百十二号（六）を次のように改める。

様式第112号(6)(第219条関係)(検査計算書)

年度 現金受払計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)				
1 自店収納分(自店において「収納日記票」を作成したもの)				
区 分		件 数	収 納 額	払 込 額
ア 本 庁				
内 訳	(F41)によるもの			
	(F43)によるもの			
	(F44)によるもの			
	(F46)によるもの			
イ 県税関係(F42)				
内 訳	さいたま県税事務所			
	川口県税事務所			
	自動車税事務所(03)			
	川越県税事務所			
	飯能県税事務所			
	東松山県税事務所			
	秩父県税事務所			
	本庄県税事務所			
	熊谷県税事務所			
	行田県税事務所			
	春日部県税事務所			
	越谷県税事務所			
	朝霞県税事務所			
	所沢県税事務所			
	上尾県税事務所			
	自動車税事務所(30)			
	データ伝送による口座振替分			
ウ=ア+イ 収納額計				
処 理 内 容	エ 払込みした額			
	オ 払込みを翌月 に繰越した額	月 日	収納分	
		月 日	収納分	
カ 前年度収納分で払込みした額				
キ=エ+カ 払込額計				
2 他店収納分(他店において「収納日記票」を作成したもので、払込みを受けたもの)				
区 分		受 入 額	払 込 額	
ク 払込みによる受入額				
処 理 内 容	ケ 払込みした額			
	コ 払込みを翌月へ繰越した額(月 日受入分)			
サ 前年度受入分で払込みした額				
シ=ケ+サ 払込額計				
3 第125条第2項の規定により、収納済通知情報を送信した場合の収納分				
区 分		件 数	収 納 額	
ス 収納済通知情報を送信した場合の収納額				
4 取扱額の総計				
区 分		収 納 及 び 受 入 額		払 込 額
セ=ウ+ク 収納及び受入額の小計				
ソ=ス+セ 収納及び受入額の総計				
タ=キ+シ 払込額の総計				
上記のとおり提出します。				
				年 月 日
(宛先) 埼玉県会計管理者				店 ④
注1 検査日の属する年度とその前年度について作成すること。				
注2 払込みによらず振替により処理している場合は、「払込み」を「振替」に読み替えること。				
注3 第3項については、統轄店、指定代理金融機関及び収納代理金融機関(株式会社ゆうちょ銀行を除く。)の埼玉県内代表店並びに株式会社ゆうちょ銀行が検査を受ける際に記載すること。				

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。

訓令

埼玉県会計管理者訓令第一号

出納総務課

会計管理課

埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

埼玉県会計管理者 吉 浦 伸 和

埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成十九年埼玉県会計管理者訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表出納総務課長専決事項の項第四号中「合議」の下に「及び同条第二項の規定による精算調書等の受理」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。